

**令和6年度**  
**県産材利用サステナブル住宅普及促進事業**  
**住宅リフォーム支援**  
**Q & A**

**Q 1 補助金交付申請件数が募集件数を超えた場合はどうなりますか**

A) 補助金交付申請書は先着順で受付するため、募集件数を超えた後に申請があった場合は返却することになります。

なお、募集件数を超えた当日については、予算の範囲内で受付をします。予算の範囲を超えた場合は、その日に宮城県林業振興課に到達した補助金交付申請書の中から、抽選により受付対象者を決定します。

**Q 2 補助金交付申請書に添付する納税証明書とは何ですか**

A) 申請の条件として、宮城県の県税に未納がないことを証明していただくための書類です。納税証明書は必ず宮城県内の県税事務所で取得してください。

なお、現在宮城県外にお住まいの方でも、宮城県内の県税事務所で納税証明書が発行されます。発行方法等詳細は、各県税事務所までお問い合わせください。

**Q 3 住宅リフォームの補助対象を教えてください。**

A) 現在居住している住宅や新たに所有した空き家、事務所等を増改築等して、自己の居住用にするものが補助対象となります。また、自己の所有するマンション等についても、補助対象となります。

なお、アパート等の集合住宅は、その集合住宅の建築主が申請する場合は補助対象となります。

**Q 3 いつまでに申請をすれば良いでしょうか。**

A) 木工事に着手する前までに申請をしてください。

※郵送の場合は、着手前必着です。

**Q 4 事業開始（木工事の着手）はいつできるのでしょうか**

A) 原則として、事業開始（木工事の着手）が可能となるのは補助金交付決定後です。ただし、被災住宅の早期再建など、早期に工事に着手する必要があるため、使用している木材が宮城県産材であることが確認できる場合は、補助金交付申請書と同時に交付決定前着手届を提出してください。

**Q 6 他の木材費等に係る補助事業との併用は認められますか**

A) 原則として、国、県、市町村等が実施する住宅の住宅部材（木材費）等の補助との併用はできません。但し、他の補助事業が本事業との併用を認めている場合は、この限りではありません。

**Q 7 店舗兼住宅の併用住宅は補助の対象になりますか**

A) 店舗兼住宅のリフォームにおいては、住宅部分のみの補助となります。木びろい表作成等について注意点がありますので、詳しい手続きについては、御連絡ください。

**Q 8 車庫や物置等は補助の対象になりますか**

A) 住宅と一体となっている車庫や物置等を、住宅と同時にリフォームする場合は、補助対象になります。

**Q 9 宮城県産材を使うには、どうしたらいいですか**

A) 設計段階から設計事務所や工務店等と十分打合せを行い、宮城県産材と指定してください。また、宮城県産材を使用したことを証明する書類の取得も併せて要請してください。

**Q10 補助金はいつ振り込まれますか**

A) 事業完了後に実績報告書を提出いただき、補助金交付申請者に補助金額の確定通知書を送付した後になります。

なお、確定通知書を発送してから補助金を振り込むまでには1~2ヶ月程度時間を要します。

**Q11 県産材住宅モニターとはどのようなことをするのですか**

A) 必要に応じて建設現場を見学会などの県産材PRの場として提供していただくほか、アンケート調査に協力していただきます。

また、宮城県産材の需要拡大に関する広報など、写真の活用について協力を依頼することがあります。

**Q12 住宅は、夫婦共有の名義ですが、補助金交付の申請者は夫婦連名となりますか。**

A) 2人以上の連名による申請はできません。どちらか1人で申請してください。

なお、この場合、納税証明書は申請者となる方のみ提出してください。

**Q13 建設業法の許可が不要な業者が施工する場合は、補助の対象となりますか**

A) 軽微な建設工事のみを請け負っているため建設業法の許可を必要とする業者に該当しない場合は、下記に例示します木造住宅を建築することができる技能者であることを証明する書類の写しを添付してください。

建設業法の許可書の他、下記に例示します書類をお持ちでない業者が施工される場合は、宮城県林業振興課へ個別に御相談ください。

なお、建設業法の許可が必要な工事等の資格要件を遵守願います。

・該当書類の写し（下記の中から1点）

建設職組合員証、建築士免許証、大工技能士免許証、建設職として加入している労災保険・雇用保険関係の証明書、瑕疵担保保険（任意保険）の加入証

**Q14 罹災枠の対象となるのはどのような方ですか**

A) 特定災害により床上浸水・一部損壊以上罹災した当時の世帯主です。ただし、罹災時の世帯主と同一の世帯で罹災された方が、同居する条件で住宅をリフォームする場合は、該当になる場合がありますので、個別に状況を確認させていただきます。

詳しくは宮城県林業振興課へお問い合わせください。

上記の他、詳しくは宮城県林業振興課へお問い合わせください。